

施策体系と目標(施策名変更等)(1. 地球温暖化対策の推進)

施策 1 地球温暖化対策の推進

1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり

1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制

1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保

1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進



施策 1 地球温暖化対策の推進

1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり

1-2 世界全体での抜本的な排出削減等への貢献

1-3 気候変動の影響への適応策の推進

現行

見直し案

施策体系と目標(施策名等)(1. 地球温暖化対策の推進)

見直し案

施策 1 地球温暖化対策の推進

1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり

1-2 世界全体での抜本的な排出削減等への貢献

1-3 気候変動の影響への適応策の推進

【見直し案】

	施策の概要	達成すべき目標
1-1	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済創造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取り組む。	2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減（2005年度比25.4%削減）の水準にするとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
1-2	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、2℃目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度（JCM）等を通じ、途上国等への低炭素技術の普及を推進する。	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを發揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。
1-3	気候変動の影響への適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。	適応策の推進により、気候変動影響の被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す。

施策体系と目標(施策名等)(2. 地球環境の保全)

施策 2 地球環境の保全

2-1 オゾン層の保護・回復

2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力

2-3 地球環境保全に関する調査研究

現行

【見直し案】

	施策の概要	達成すべき目標
2-1	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。
2-2	環境保全に関する主要国際会議への対応を始め、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。	環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。
2-3	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。

COP21におけるパリ協定の採択

- COP21(11月30日～12月13日、於:フランス・パリ)において、「パリ協定」(Paris Agreement)が採択。
- ✓ 「京都議定書」に代わる、**2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み**。
- ✓ 歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意。



● 安倍総理が首脳会合に出席。

- ✓ **2020年に現状の1.3倍の約1.3兆円の資金支援**を発表。
- ✓ 2020年に1000億ドルという目標の達成に貢献し、合意に向けた交渉を後押し。

● パリ協定には、以下の要素が盛り込まれた。

- ✓ 世界共通の**長期目標として2°C目標の設定**。1.5°Cに抑える努力を追求することに言及。
- ✓ 主要排出国を含む**すべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新**。
- ✓ **すべての国が**共通かつ柔軟な方法で実施状況を**報告し、レビューを受けること**。
- ✓ **適応の長期目標**の設定、各国の**適応計画プロセスや行動**の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- ✓ **イノベーションの重要性**の位置付け。
- ✓ 5年ごとに**世界全体の実施状況を確認する仕組み**（グローバル・ストックテイク）。
- ✓ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、**途上国も自主的に資金を提供**。
- ✓ 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた**市場メカニズムの活用**を位置付け。
- ✓ 発効要件に**国数及び排出量**を用いること。

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針(概要)

平成27年12月22日 地球温暖化対策推進本部決定

I. 国内対策の取組方針

「日本の約束草案（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）」で示した2030年度削減目標の達成に向けて着実に取り組む。また、パリ協定等において、2℃目標が世界の共通目標となり、この長期目標を達成するため排出と吸収のバランスを今世紀後半中に実現することを目指すとされたこと等を踏まえ、我が国としても世界規模での排出削減に向けて、長期的、戦略的に貢献する。

1. 地球温暖化対策計画の策定

日本の約束草案及びパリ協定を踏まえ、来春までに地球温暖化対策計画を策定する。策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を行う。

2. 政府実行計画の策定

政府は来春までに、地球温暖化対策計画に即して、先導的な対策を盛り込んだ政府実行計画を策定し、率先して取組を実施する。

3. 国民運動の強化

政府が旗振り役となって地球温暖化防止国民運動を強化し、地方公共団体、産業界、全国地球温暖化防止活動推進センター、NPO等多様な主体が連携しつつ、情報発信、意識改革、行動喚起を進める。

II. 美しい星への行動 2.0(ACE2.0)の実施

世界全体での抜本的な排出削減に貢献するため、今般、COP21首脳会合に合わせて発表した途上国支援、イノベーションからなる新たな貢献策「美しい星への行動2.0（ACE2.0）」の実施に向けて取り組む。

III. パリ協定の署名・締結・実施に向けた取組

パリ協定の実施に向けて国際的な詳細なルールの構築に我が国としても積極的に貢献していくとともに、我が国の署名及び締結に向けて必要な準備を進める。

地球温暖化対策計画（案）の全体構成

＜はじめに＞

- 地球温暖化の科学的知見
- 京都議定書第一約束期間の取組、2020年までの取組

＜第1章 地球温暖化対策推進の基本的方向＞

■ 目指すべき方向

- ①中期目標（2030年度26%減）の達成に向けた取組
- ②長期的な目標（2050年80%減を目指す）を見据えた戦略的取組
- ③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

■ 基本的考え方

- ①環境・経済・社会の統合的向上
- ②約束草案に掲げられた対策の着実な実行
- ③パリ協定への対応
- ④研究開発の強化、優れた技術による世界の削減への貢献
- ⑤全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化
- ⑥P D C Aの重視

＜第2章 温室効果ガス削減目標＞

■ 我が国の温室効果ガス削減目標

- ・2030年度に2013年度比で26%減（2005年度比25.4%減）
- ・2020年度においては2005年度比3.8%減以上

■ 計画期間

- ・閣議決定の日から2030年度まで

＜第4章 進捗管理方法等＞

■ 地球温暖化対策計画の進捗管理

- ・毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討

- 2020年以降の国際枠組みの構築、約束草案の提出

＜第3章 目標達成のための対策・施策＞

■ 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

■ 地球温暖化対策・施策

- エネルギー起源CO₂対策
 - ・部門別（産業・民生・運輸・エネ転）の対策
- 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素対策
- 代替フロン等4ガス対策
- 温室効果ガス吸収源対策
- 横断的施策
- 基盤的施策

■ 公的機関における取組

- 地方公共団体が講すべき措置等に関する基本的事項
- 特に排出量の多い事業者に期待される事項
- 海外での削減の推進と国際連携の確保、国際協力の推進

- ・パリ協定に関する対応
- ・我が国の貢献による海外における削減
 - 二国間クレジット制度（J C M）
 - 産業界による取組
 - 森林減少・劣化に由来する排出の削減への支援
- ・世界各国及び国際機関との協調的施策

＜別表（個々の対策に係る目標）＞

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ■ エネルギー起源CO ₂ | ■ 代替フロン等4ガス |
| ■ 非エネルギー起源CO ₂ | ■ 温室効果ガス吸収源 |
| ■ メタン・一酸化二窒素 | ■ 横断的施策 |

我が国の地球温暖化対策の目指す方向

○我が国の地球温暖化対策の目指す方向

地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組む。

中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けた取組

国内の排出削減・吸収量の確保により、**2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準**にするとの中長期目標の達成に向けて着実に取り組む。

長期的な目標を見据えた戦略的取組

パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、**長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す**。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めて、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。また、我が国が有する優れた技術を活かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献する。

○地球温暖化対策の基本的考え方

環境・経済・社会の
統合的向上

研究開発の強化と
世界への貢献

約束草案の対策の
着実な実施

全ての主体の参加
透明性の確保

パリ協定への対応
(長期的戦略的取組の検討)

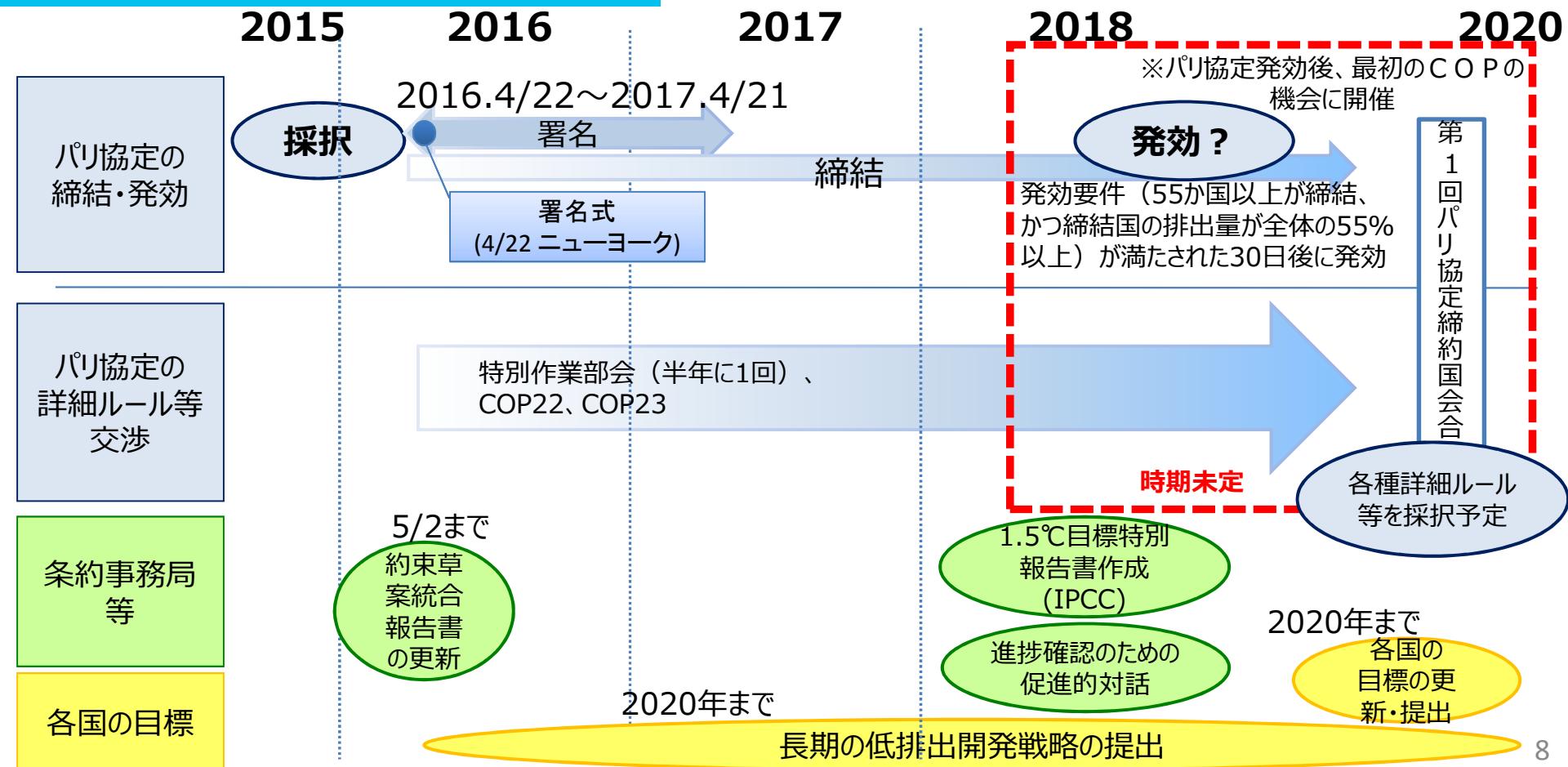
計画の
不断の見直し

✓ 長期の温室効果ガス低排出発展戦略の2020年までの提出を招請
革新的技術の研究開発はもとより、技術の社会実装、社会構造やライフスタイルの変革などの長期的、戦略的取組について引き続き検討

パリ協定の署名・締結・実施に向けて

- **パリ協定**を2015年のCOP21で採択。
 - 長期目標（2℃目標）の設定、全ての国が削減目標を5年毎に提出・更新すること、前進を示すこと、長期の低排出開発戦略を提出すること等に合意。
- **我が国の署名・締結に向け必要な国内準備**（協定の翻訳作業等）を進める。
- **G7富山環境大臣会合**等の機会を捉え、**早期の発効に向け各国とも認識を共有**。
- パリ協定の詳細ルール構築に我が国としての提案を行い、積極的に貢献。

2020年までの想定されるスケジュール



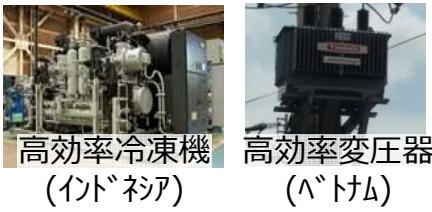
国際協力・国際連携の強化

- **二国間、地域、多国間の全てのフェーズ**で、**あらゆるチャネル**を通じた**重層的な環境外交**を目指す。
- 地球温暖化対策推進法を改正し、**地球温暖化対策計画の計画事項**に、**国際協力の推進を明記**。
- 各国大臣・大使等との対話による**トップ外交を展開**。TEMMやG 7等を通じ、**世界の環境政策を牽引**。JCM等を一層強力に推進し、**世界全体での抜本的な温室効果ガス削減に貢献**。

二国間

二国間クレジット制度(JCM)

日本
削減目標達成
に活用



- ASEAN諸国において先行的にJCMプロジェクトを展開。
- JCMをパリ協定で位置づけられた市場メカニズムの先進事例として世界にPRし、国際交渉におけるリーダーシップを発揮。

二国間政策協調の推進



- 日米環境政策対話等を通じて、先進国間で温暖化対策を始めとした分野での政策協調を推進。

※例：日仏(低炭素シナリオ作成、共同セミナー実施)

日独(温暖化対策技術協力)等

日仏環境協力覚書署名式



コベネフィット
技術実証
(排水処理)
(インドネシア)

- モンゴル、インドネシア、イランなど途上国との協力覚書の締結や政策対話、専門家派遣等を引き続き実施。
- 温暖化対策と大気汚染対策等を同時に実現するコベネフィット・アプローチを一層推進。

地域

日中韓三カ国 環境大臣会合(TEMM)



- 1999年より毎年開催し、協力プロジェクト等を推進。
- 持続可能な都市づくりの支援など、ASEAN地域における協力活動を推進。
- アジア太平洋3R推進フォーラムを活用したコベネフィット・アプローチの推進。

ASEAN+3 環境大臣会合



多国間

- **G 7・G 20**等での多国間での議論を通じた国際的な世論喚起や**合意事項の積極的推進**。
- **OECD**等における**政策検討**への積極的参加と貢献。
- 国際再生可能エネルギー機関(**IRENA**)による研修の実施等による**人材育成**への貢献。

気候変動の影響への適応計画について

- I P C C 第5次評価報告書によれば、温室効果ガスの削減を進めても世界の平均気温が上昇すると予測
 - 気候変動の影響に対処するためには、「適応」を進めることが必要
 - 平成27年3月に中央環境審議会は気候変動影響評価報告書を取りまとめ（意見具申）
 - 我が国の気候変動
- | | |
|--------|--|
| 【現状】 | 年平均気温は100年あたり1.14°C上昇、日降水量100mm以上の日数が増加傾向 |
| 【将来予測】 | 厳しい温暖化対策をとった場合 : 平均1.1°C (0.5~1.7°C) 上昇
温室効果ガスの排出量が非常に多い場合 : 平均4.4°C (3.4~5.4°C) 上昇 |
- ※20世紀末と21世紀末を比較

＜基本的考え方（第1部）＞

■ 目指すべき社会の姿

- 気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築

■ 基本戦略

- (1) 政府施策への適応の組み込み
- (2) 科学的知見の充実
- (3) 気候リスク情報等の共有と提供を通じた理解と協力の促進
- (4) 地域での適応の推進
- (5) 国際協力・貢献の推進

■ 対象期間

- 21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間における基本的方向を示す

■ 基本的な進め方

- 観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、その結果を踏まえ適応策の検討・実施を行い、進捗状況を把握し、必要に応じ見直す。このサイクルを繰り返し行う。

- おおむね5年程度を目途に気候変動影響評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

＜分野別施策（第2部）＞

- 農業、森林・林業、水産業
- 水環境・水資源
- 自然生態系
- 自然災害・沿岸域

- 健康
- 産業・経済活動
- 国民生活・都市生活

＜基盤的・国際的施策（第3部）＞

- 観測・監視、調査・研究
- 気候リスク情報等の共有と提供
- 地域での適応の推進
- 国際的施策

気候変動の影響と適応の基本的な施策(例)

適応以外の他の政策目的を有し、かつ適応にも資する施策を含む。

分野	予測される気候変動の影響	適応の基本的な施策
農業、森林・林業、水産業	農業	一等米比率の低下
		りんご等の着色不良、栽培適地の北上
		病害虫の発生増加や分布域の拡大
	森林・林業	山地災害の発生頻度の増加、激甚化
水環境・水資源	水環境	マイワシ等の分布回遊範囲の変化(北方への移動等)
		水質の悪化
	水資源	無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加
自然生態系	各種生態系	ニホンジカの生息域の拡大、造礁サンゴの生育適域の減少
自然災害・沿岸域	水害	大雨や短時間強雨の発生頻度の増加と大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化
		○比較的発生頻度の高い外力に対する防災対策 ・施設の着実な整備・災害リスク評価を踏まえた施設整備・できるだけ手戻りない施設の設計等 ○施設の能力を上回る外力に対する減災対策 ①施設の運用、構造、整備手順等の工夫(・既存施設の機能を最大限活用する運用等) ②まちづくり・地域づくりとの連携(・まちづくり・地域づくりと連携した浸水軽減対策・災害リスク情報のきめ細かい提示・共有等) ③避難、応急活動、事業継続等のための備え(・タイムライン策定等)
	高潮・高波	海面上昇や強い台風の増加等による浸水被害の拡大、海岸侵食の増加
健康	土砂災害	土砂災害の発生頻度の増加や計画規模を超える土砂移動現象の増加
	暑熱	夏季の熱波が増加、熱中症搬送者数の倍増
	感染症	感染症を媒介する節足動物の分布域の拡大
産業・経済活動	金融・保険	保険損害の増加
国民生活・都市生活	インフラ、ライフライン	短時間強雨や渇水頻度の増加等によるインフラ・ライフラインへの影響
	ヒートアイランド	都市域でのより大幅な気温の上昇